

コミュニティ・スクールの導入について

1 導入の背景・趣旨

- ・ コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6に規定する学校運営協議会を設置した学校を指す。
- ・ 学校運営協議会は、学校、保護者、地域住民等で構成し、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する過程を通じて、「どのような子どもを育てるのか」という目標やビジョンを共有し、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの健全な育成に取り組んでいくことを目的とする。
- ・ 本市では、これまででも学校評議員制度、学校支援地域本部事業、エリア・ファミリー構想の推進及び子ども学校応援地域基金事業等を通じて、学校・家庭・地域の連携・協働を推進してきている。これらの取り組みを基盤にコミュニティ・スクールを導入することで、それぞれの主体が共有した目標やビジョンに向かって、連携・協働を一層促進することを目指すもの。

2 本年度の導入校と選定理由

本年10月に、地域との連携が継続して行われている8校に5つの学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを先行的に導入することにより、今後の拡大促進につなげる。

(1) 緑丘小学校、啓北小学校、つつじが丘小学校（1校で1協議会を設置）

- ・ 地域と連携した取り組みが活発な学校であること。
- ・ 今後の導入校拡大を見据え、地域を一定程度分散させたこと。

(2) 帯広第七中学校・大正小学校・愛国小学校（3校で1協議会を設置）

- ・ 農村地域の学校は、市街地に比べ地域と密接な関係にあること。
- ・ 帯広第七中学校区は、校区内一体で子どもの見守り活動を行っており、PTAや学校評議員も3校合同で研修会を開催するなど、校区内で連携した活動を活発に行っていること。

(3) 大空中学校・大空小学校（2校で1協議会を設置）

- ・ 「帯広市立大空中学校適正規模の確保等に関する実施計画」において、本年度に小中合同で学校運営協議会を設置するとしていること。
- ・ 令和4年度に小中を統合し、義務教育学校を開校すること。

3 導入校の拡大

- ・ 今後3年程度で全ての市立小中高校においてコミュニティ・スクールの導入を目指す。
- ・ 学校運営協議会の設置については、1校で1協議会の設置を基本としつつ、相互に密接な連携を図る必要がある場合には、複数の学校が合同で1つの協議会を設置することも可能とする。

4 学校運営協議会の概要

(1) 主な役割

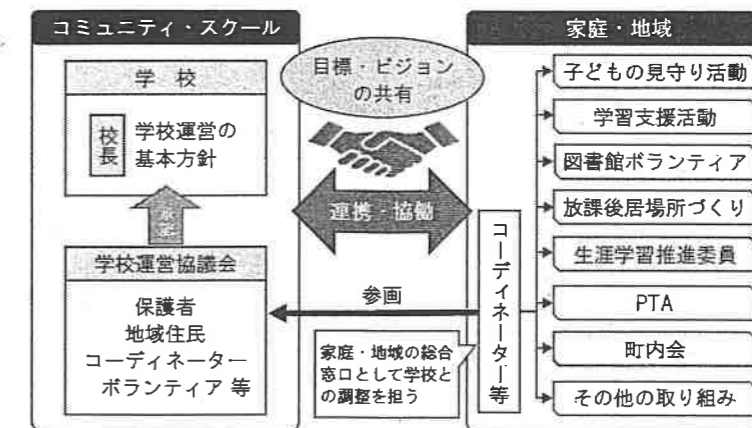
- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること。
- ③ 教職員の任用に関して、学校運営の基本方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く）について、任命権者に意見を述べるができること。
- ④ 学校が行う学校運営の状況に係る自己評価の結果等に対して、評価を行うこと。
- ⑤ コミュニティ・スクールの運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう情報を積極的に提供すること。

(2) 協議会・委員の構成

- ・ 学校運営協議会は校長及び10名程度の委員をもって組織し、委員は校長の推薦により教育委員会が任命する。
- ・ 委員は、保護者、地域住民、対象学校の運営に関わる活動を行う者、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者から任命する。
- ・ 委員の任期は、教育委員会が任命した日から当該日の属する年度の末日までとし、再任されることできる。

5 コミュニティ・スクールによる学校・家庭・地域の連携・協働の促進

- ・ コミュニティ・スクールの取り組みを通じて、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、子どもたちの健全な育成に向けた主体的な活動を促進する。
- ・ 学校支援地域本部事業において学校と各ボランティア団体等との調整を担っているコーディネーターのほか、生涯学習推進委員や町内会役員等の参加・協力により、家庭・地域の総合窓口として学校との調整機能を担っていただくことによって、各主体が連携・協働して子どもたちの育成に取り組むよう推進する。



6 今後のスケジュール

- 6～9月 コミュニティ・スクール導入校における準備作業
 （協議会委員の選定、組織体制の検討等）
 学校運営協議会規則の制定
- 10月 協議会委員の任命、5つの協議会を設置し、コミュニティ・スクール開始